

企業主導型保育事業所を利用する方へ

1 企業主導型保育事業所を利用する場合

保育の支給認定が必要となる場合がありますので、下表により確認してください。

※ 保育の支給認定とは、市町村が保育を必要とする事由を確認し、保育を受ける資格があることについて認定するものです。

	従業員枠	地域枠
支給認定が必要	保護者のいずれか一方が事業実施者（事業実施者と連携した企業を含む）に雇用される従業員であり、従業員ではない方の保護者が「疾病・障がい」、「介護・看護」、「災害復旧」、「求職活動中」、「就学・職業訓練」のため保育の必要性がある場合	保護者のいずれか、または、両方とも一般事業主に雇用されていない場合 無償化の対象となる保育の必要性を確認する場合
支給認定は不要	全ての保護者が事業実施者（事業実施者と連携した企業を含む）に雇用されている場合	全ての保護者が一般事業主に雇用されていると事業実施者が認める場合
	保護者のいずれか一方が事業実施者（事業実施者と連携した企業を含む）に雇用される従業員であり、従業員ではない方の保護者が「就労」、「妊娠・出産」、「育休中」のため保育の必要性があると事業実施者が認める場合	
	公益財団法人児童育成協会が保育の必要性があると認める場合	公益財団法人児童育成協会が保育の必要性があると認める場合

※ 従業員枠・地域枠の区分については、利用施設へご確認ください。

※ 事業実施者とは、企業主導型保育事業の実施者をいいます。

※ 一般事業主とは、子ども・子育て拠出金を負担している事業者（厚生年金の適用事業所等）をいいます。

2 支給認定申請について

保育の支給認定が必要となる方は、函館市に支給認定申請を行い「支給認定区分」や「保育の必要性事由」などを記載した支給認定証の交付を受けてください。

申請に必要な書類等は、函館市ホームページから様式をダウンロードしてご利用いただけます。 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017051700061/>



3 支給認定後の手続き等について

- (1) 世帯の状況や保育が必要な事由に変更があった場合は速やかに手続きをしてください。
- (2) 毎年6月1日現在で保育を必要とする事由等を確認するため、現況調査を行います。調査の内容や必要な書類等については、利用施設を通じてご案内します。
- (3) 利用施設の退所などで支給認定が不要となった場合は「支給認定証」を返還してください。

4 企業主導型保育事業と無償化について

企業主導型保育事業所を利用する場合、従業員枠の利用児童については事業実施者が保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために市から支給認定を受ける必要はありませんが、地域枠の利用児童については実施事業者と利用者との間に雇用関係がないことから、無償化の対象となる保育の必要性（就業状況等）を確認するため、保育の支給認定が必要となります。

なお、保育の必要性の要件を満たさない場合、施設を利用することは可能ですが、無償化の対象とはなりません。

◎ 申請等に必要な書類の問い合わせや提出先

函館市子ども未来部子どもサービス課（認定・入退所担当） TEL 0138-21-3270

または、利用施設を通じて問い合わせ・提出していただけます。